

発議案第36号

原子力発電所の再稼働中止を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年12月13日

八千代市議会議長 成田忠志 様

提出者	八千代市議会議員	伊原忠
賛成者	八千代市議会議員	植田進
	同	堀口明子
	同	三田登

## 提案理由

国に対し、原子力発電所の再稼働中止を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

## 原子力発電所の再稼働中止を求める意見書

「福島原発事故は、なかったかのように再稼働が認められている」、「あの事故で、いまだに6万人以上が避難生活なのに責任は誰がとるのか」などの被災者の怒りを逆なでするかのように、安倍政権は原子力発電所を再稼働させ「原発依存」を強めている。

政府は既に、「原子力規制委員会の審査に適合した原発は再稼働させる」として、九州電力川内原子力発電所1・2号機、四国電力伊方発電所3号機、関西電力高浜発電所3・4号機を再稼働させたが、ほかにも、原子力規制委員会は7か所の原子力発電所を「適合」と認めた上、さらには、福島第一原子力発電所事故の処理もできずにいる東京電力の柏崎刈羽原子力発電所6・7号機さえも事実上「適合」と認めている。

これでは、「福島原発事故を忘れたのか」、「この苦難の責任は誰がとるのか」と怒る被災者はもとより、「原発はゼロに」と願う多くの国民の不信と批判は高まるばかりである。

原子力発電は「未完の技術」であり、地震や津波、火山噴火時の避難方法も不確立なのに「適合」とするのは、「安全神話」を再始動させるようなものである。

もう国民は、「原発ゼロ」でも電力不足は起きないことを経験的に知っている。また、指定廃棄物の保管場所を巡る騒動が起きているように、使用済み核燃料の保管場所が未解決のまま再稼働を進めるのは、明らかに無謀としか言いようがない。

今必要なのは、「原発依存型」から「原発ゼロ」への政治決断を行い、再稼働は中止し、再稼働させた原子力発電所は運転を中止して、廃炉への計画を進めることである。

よって、本市議会は国に対し、原子力発電所の再稼働中止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月22日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

環境大臣様